

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 8 日（金）第 472 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○生産事業者の登録	（森林経営課取扱い）	1
○保安林の指定	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	（障害福祉課取扱い）	2
○県営土地改良事業の工事の完了（4件）	（農地整備課取扱い）	2
○地籍調査の成果の認証	（農地保全課取扱い）	3
○基本測量の実施	（監理課取扱い）	3
○公共測量の実施（2件）	（監理課取扱い）	3
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	4
○都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧	（都市計画課取扱い）	4
○令和5年度自衛官の募集	（危機管理課取扱い）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）	（南薩地域振興局取扱い）	5
	（大隅地域振興局取扱い）	5

## 告 示

## 鹿児島県告示第903号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5424号	瀧下 隆 出水市高尾野町下高尾野 1853番地8	種穂の採取 幼苗の育成	瀧下 隆 出水市高尾野町下高尾野 1853番地8

## 鹿児島県告示第904号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林の所在場所  
熊毛郡屋久島町口永良部島字砂ヶ迫1688番1・字大浦山1762番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び屋久島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第905号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

日置市東市来町長里字長谷227番1，字大根城361番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第906号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社ヴェルテックライン	鹿児島市谷山中央三丁目4701番地4Fテナント101号	訪問看護ステーションオリオン	鹿屋市寿七丁目5-5アシストビル203号	令和5年12月1日	育成医療・更生医療

**鹿児島県告示第907号**

土地改良事業県営農地防災（ため池等整備）（旧：土砂崩壊防止）（農業用排水施設整備）

三保野谷地区の工事は、令和4年1月17日に完了した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第908号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）郡牧地区の工事は、令和4年3月9日に完了した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第909号

土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）山口地区の工事は、令和4年3月14日に完了した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第910号

土地改良事業県営ため池整備（農用地保全）田代地区の工事は、令和4年3月30日に完了した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県告示第911号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
喜界町	令和3年8月19日から 令和5年2月15日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町大字湾及び大字浦原の各一部	令和5年 11月29日

#### 鹿児島県告示第912号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
- 2 作業の期間 令和5年12月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市、枕崎市、日置市、いちき串木野市、南さつま市及び南九州市

#### 鹿児島県告示第913号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年12月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和5年7月31日から令和6年3月22日まで
- 3 作業の地域 西之表市安納地内

## 鹿児島県告示第914号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西之表市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 5 年 11 月 1 日から令和 6 年 3 月 22 日まで
- 3 作業の地域 西之表市国上地内

## 鹿児島県告示第915号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 12 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯山喜入線	指宿市岩本字炭ヶ山1914番 5地先から1956番3地先まで	前	8.5～23.2	508.6
			後	6.6～19.3	508.6
			後	11.5～50.0	414.1

## 鹿児島県告示第916号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・112号向川原惣福線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

## 鹿児島県告示第917号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 5 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 5 年 12 月 8 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
  - (1) 男子  
自衛官候補生
  - (2) 女子  
自衛官候補生
- 2 募集期間
  - (1) 男子  
令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 1 月 12 日まで
  - (2) 女子  
令和 5 年 12 月 10 日から令和 6 年 1 月 12 日まで

## 3 試験期日

## (1) 筆記試験 (WEB 試験)

令和 6 年 1 月 15 日から同月 20 日まで

## (2) 口述試験及び身体検査

令和 6 年 1 月 20 日

## 4 応募年齢

令和 6 年 4 月 1 日において 18 歳以上

令和 6 年 6 月 30 日において 33 歳未満の者

## 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	(予備：陸上自衛隊国分駐屯地)

## 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

## 南薩地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 12 月 8 日

南薩地域振興局長 竹内文紀

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
看護小規模多機能ホーム和が家	南さつま市金峰町中津野 1184 番地 2	有限会社ライフデザイン	南さつま市金峰町中津野 1207 番地 1	坂口まり子	令和 5 年 10 月 25 日	短期入所

## 大隅地域振興局告示第 20 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 12 月 8 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
小規模多機能ホームあいわ	鹿屋市吾平町麓 3635 番地 1	社会福祉法人愛光会	鹿屋市海道町 729 番地 6	指宿 章子	令和 5 年 8 月 1 日	生活介護
小規模多機能ホームあいわ	鹿屋市吾平町麓 3635 番地 1	社会福祉法人愛光会	鹿屋市海道町 729 番地 6	指宿 章子	令和 5 年 8 月 1 日	短期入所
ジョブタスことぶき事業所	鹿屋市寿二丁目 13 番 1 号	株式会社オアシス	鹿屋市大浦町 13805-3	佐藤 康晴	令和 5 年 8 月 1 日	就労継続支援 B 型
つぼみ	鹿屋市吾平町麓 1641 番地 1	一般社団法人 s o l e i l	鹿屋市東原町 6874 番地 4	草葉 正司	令和 5 年 9 月 1 日	生活介護
咲楽工房	鹿屋市東原町 6874 番地 4	一般社団法人 s o l e i l	鹿屋市東原町 6874 番地 4	草葉 正司	令和 5 年 9 月 1 日	就労継続支援 B 型
cosumosu	鹿屋市旭原町	一般社団法人 s o l e i l	鹿屋市東原町	草葉 正司	令和 5 年	共同生活

	3598-8	o l e i l	6874番地4		9月1日	援助
ワークランド池 之原	肝属郡東串良町 池之原2759番地 1	一般社団法人ワ ークランド	肝属郡東串良町 池之原2759番地 1	馬渡 英明	令和5年 10月1日	就労継続 支援B型